

●感染症罹患共済金制度の補償項目の変更について●

日臨技共済制度の1つである**感染症罹患共済金制度**は、**会員が業務中・会主催の行事中に「対象となる感染症」に罹患し、通院、入院、死亡又は後遺障害を被った場合に共済金を支払う制度**です。新型コロナウイルスの流行の結果、従来であれば入院が必要な状態であっても、自宅療養・宿泊療養となるケースが多発したため、共済制度規定細則を整備し、**令和4年6月より自宅待機も共済金の支給対象に盛り込み**ました。変更箇所は以下をご参照下さい。

なお、「日臨技共済制度」につきましては、日臨技ホームページやJAMTマガジン10月号に掲載いたします。こちらも併せてご確認くださいませようお願い致します。

2022年5月31日まで（旧制度）

補償項目		共済金額
死亡共済金		100万円
後遺障害共済金		100万円限度
入院共済金	31日以上	10万円
	21～30日	7万円
	11～20日	5万円
	10日以内	2万円
通院共済金	1日以上	1万円

変更

2022年6月1日から（新制度）

補償項目		共済金額
死亡共済金		100万円 ^{*1}
後遺障害共済金		100万円限度 ^{*2}
入院共済金	31日以上	10万円
	15～30日	5万円
	8～14日	3万円
	4～7日	2万円
	3日以内	1万円
通院・ 自宅待機 共済金	30日以上	10万円
	16～29日	5万円
	11～15日	3万円
	6～10日	2万円
	5日以内	1万円

※2022年6月1日以前に新型コロナウイルス感染症に罹患された際のホテル・自宅療養期間につきましては、感染拡大の状況を鑑み、特別に入院扱いとして支払います。

*1 既に同一の感染症罹患に対し、後遺障害共済金を支払っている場合は、支払済の後遺障害共済金額を控除した額を支払います。

*2 後遺障害共済金は、その程度に応じて、後遺障害共済金の7～100%を支払います。

- ・医師により感染症と診断されることにより確定することとします。
- ・同一の感染症については、年間（6月1日～1年間）を通して1回の支払とします。
- ・同日に通院と自宅待機が発生した場合は、自宅待機とします。
- ・同時に2種類の感染症に罹患した場合は、重複して共済金を支払いません。
- ・感染症発症日から1,000日を過ぎた請求に対しては、共済金の支払い対象とはなりません。

※規定された共済金額から振込手数料を差し引いた金額をお振込みいたします。



対象となる感染症や申請方法についてはホームページと共済制度規定及び共済制度規定細則をご確認ください。

【問合せ先】

一般社団法人日本臨床衛生検査技師会 事務局 電話03-3768-4722

ホームページ : <https://www.jamt.or.jp/>

メールアドレス : jamt@jamt.or.jp